

第6次別海町総合計画

ともにつくる べっかい創造プラン

笑顔あふれる豊かさ実感のまち べっかい

～ひとが輝く まちが輝く 自然が輝く みんなの「つながり」でつくる別海の未来～

基本構想



別海町

第6次別海町総合計画

ともにつくる べっかい創造プラン

笑顔あふれる豊かさ実感のまち べっかい

～ひとが輝く まちが輝く 自然が輝く みんなの「つながり」でつくる別海の未来～

基本構想



別 海 町

ごあいさつ



本町では、平成11年度を初年度とする第5次別海町総合開発計画において、「夢大きく 心やさしく 町いきいきと ～グレードの高い田舎べつかい～」を将来の姿に掲げ、各種施策を町民とともに積極的に推進し、着実に成果を上げてきました。

計画策定後10年を経過した今日、世界的な金融危機、株式、為替市場などが混迷する中、わが国も景気後退の局面に入っており、国内外の諸情勢や地方分権の進展など本町を取巻く社会・経済動向は大きく変化しています。

このような中、まちづくりの共通目標として幅広い層の皆様に関わり、多くの町民の参画のもと、町民と行政とが一体となり別海町を創造することをめざして、「第6次別海町総合計画（ともにつくるべつかい創造プラン）」を策定しました。

この計画では、「笑顔あふれる豊かさ実感のまち べつかい」 ～ひとが輝く まちが輝く 自然が輝く みんなの「つながり」でつくる別海の未来～ を町の将来像に掲げ、この実現のための「基本目標」や分野横断的に重点的に取り組む「重点プロジェクト」、施策ごとに「成果指標（ベンチマーク）」や「協働の指針」を示しています。

今後とも別海町が未来に向けて大きく飛躍するために、先人の努力により築かれた産業、歴史・文化、多くの財産、広大で豊かな自然などをさらに磨き、新たな英知を加え「住んでいてよかった」と実感でき、次世代に誇れる元気なまちづくりの推進に向けて、町民の皆様とともに力を合わせ「協働のまちづくり」を基本に新しい時代への第一歩を着実に踏み出してまいります。

これからも町の発展のため、町民の皆様をはじめ、国、道並びに各関係機関のご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、この計画の策定にあたりご尽力賜りました町総合計画策定審議会、町議会、べつかい協働のまちづくり町民会議、関係機関の各位、また、貴重なご意見やご提言をお寄せ頂きました町民の皆様に関心からお礼申し上げます。

平成21年3月

別海町長 水 昭 猛

別海町章



今日の別海町を築いた先人の開拓者精神をたたえ、未来に勇気と希望をもって、さらに躍進する別海町の象徴として町民ひとしく誇りと愛着をもつ、町章を制定するものである。

別海町民憲章

わたくしたちは、明るい希望の朝日をオホーツクの海に迎え、美しく映える感謝の夕日を西別川の清流にひろがる広野におくる、自然のめぐみ豊かで、ますます開けゆく別海町の町民です。

わたくしたちは、開拓の精神を受け継ぎ、強く逞しく前進する町を築くことを誇りとし、この憲章を高くかかげてその実践につとめます。

- 一 元気で働き、生産を高め豊かな町をつくりましょう。
- 一 みんな仲よく助けあい、あたたかい町をつくりましょう。
- 一 きまりを守り、住みよい明るい町をつくりましょう。
- 一 子供に夢と希望を与え、平和な町をつくりましょう。
- 一 教養を高め、美しい文化の町をつくりましょう。

別海町の花「センダイハギ」



野付半島の竜神岬一帯の草原砂地に群生し、黄と緑に点影の浜辺に遊ぶ牛馬の群れは、北方風物詩ここにありの感を強烈に与え、情緒豊かな絶勝の地となります。根室内の海岸線は他に砂地はなく、唯一の群生地として、海岸草原の美しさからセンダイハギを町の花と制定しました。

別海町の木「ナラ」



未開の地に入植した人たちは、掘立小屋を建てるために雑木林のナラを切って柱材とし、開墾をするときは根掘りに汗を流して、また冷害凶作には炭、薪として換金するなど、開拓の歩みの中には忘れることのできない存在です。

数少なくなったナラの木、巨木として残ったナラの木をどこかにみると、風雪に耐えて強くたくましく生長する姿は、町の永い開拓の歴史と、さらに発展する姿を象徴するにもっともふさわしいものとして定めたものです。

別海町の鳥「ハクチョウ」



遠くシベリア東部から越冬のため南下し、毎年10月初旬から飛来して湖を縦横する優雅な姿が眺められ、以後、日が経つにつれて数が増していきます。

しかし、湖面が完全に凍結する12月下旬には、安住の地を求め野付湾内、春別川口に移動し、1月上旬から3月中旬まで生息します。

このように白鳥の飛来地としての本町が、多くの町民から愛され親しまれている白鳥を町の鳥としたものです。

別海町歌

- 一、
東の大地赤輪仰ぎ
広野を拓きし我が父祖よ
あゝたくましき酪農の夢まどか
大別海のあゆみぞ誇れる
- 二、
流水白くオホーツクとざす
さく風ついてはちからよ
あゝさかなり燃ゆる血も赤々と
大別海に生きぬく我等は
- 三、
春風やわく無限のみどり
悠揚たりや乳牛のむれ
あゝゆたかなりこの郷はとしえに
大別海の未来をはぐむ
- 四、
白鳥高く大空翔ける
入江に漁る打瀬舟
あゝうるわしきこんぺきの波寄せる
大別海の未来ぞかゞやく

目 次

第1部 序 論

第1章 計画策定にあたって	2
第1節 計画策定の目的	2
第2節 総合計画の役割	3
第3節 計画の構成と期間	4
第2章 別海町の現況	5
第1節 別海町の概要	5
第2節 人口と世帯の動向	7
第3章 これからのまちづくりに向けて	9
第1節 まちづくりに生かすべき特性	9
第2節 別海町を取巻く社会・経済動向	12
第3節 町民のまちづくりへの想い	15
第4節 新しいまちづくりに向けた発展課題	20

第2部 基本構想

第1章 別海町の将来像	24
第1節 まちづくりのテーマ	24
第2節 別海町の将来像	25
第3節 将来像実現のための基本目標	26
第4節 将来人口の推計値と努力目標	27
第5節 土地利用の基本方針	28
第2章 施策の大綱	30
第1節 活力ある産業のまち	30
第2節 自然と共生するまち	33
第3節 健やかに暮らせる福祉のまち	34
第4節 人を育てる学びのまち	36
第5節 快適で安全なまち	38
第6節 参画と協働でつくるまち	41

目 次

第3部 重点プロジェクト

プロジェクト1	別海『みんながすこやか』プロジェクト	45
プロジェクト2	別海『みんなでタウンセールス』プロジェクト	47
プロジェクト3	別海『みんなの自然』プロジェクト	49
プロジェクト4	別海『みんなで協働』プロジェクト	50

序

論

基
本
構
想

重
点
プ
ロ
ジ
ェ
ク
ト

第1部 序 論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の目的

別海町は、平成11年度を初年度とする第5次別海町総合開発計画において、「夢大きく 心やさしく 町いきいきと ～グレードの高い田舎 べっかい～」を将来の姿に掲げ、各種施策を町民とともに積極的に推進し、着実に成果を上げてきました。

しかし、計画策定後およそ10年を経過した今日、少子高齢化の急速な進行、安全・安心への意識の高まり、情報化・国際化の一層の進展、地球規模での環境保全意識の高まり、産業を取巻く環境の急速な変化など本町を取巻く社会・経済情勢は大きく変化し、本町のあらゆる分野に大きな影響をもたらしています。

特に、基幹産業である第1次産業をはじめとする活力ある産業の維持・発展、少子高齢化や人口減少への対応、産業活動と調和した環境の保全などが緊急の課題となっています。

また、地方分権の一層の進展と国財政の窮迫に伴い、町の行財政もその運営に一層の厳しさを加えるなどの大きな転換期を迎えており、今まで以上に行財政改革を進め、自立できる自治体づくりに向けた積極的な取組みが求められています。

さらに、町民と行政の関係においても「協働」を柱に新しい状況を切り開いていくことが現代の要請ともなっています。

こうした内外の動向に的確に対応するとともに、次の世代に誇りを持ってつないでいく別海町を町民と行政が協働して築いていくため、まちづくりの方向性とその実現のための基本目標を明らかにすることを目的に、新たなまちづくりの指針として、ここに「第6次別海町総合計画」を策定します。

また、本計画が、まちづくりの共通目標として幅広い層に親しまれ、多くの町民の参画・協働のもと、行政と一体となり別海町を創造していくことをめざして、愛称を次のとおり定めます。

「とものつくる べっかい創造プラン」

第1部 序論

第2節 総合計画の役割

「総合計画」は、すべての分野における行政運営の基本となる地方自治体の“最上位計画”であり、地方自治法（第2条第4項）において以下のように定められています。

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

本計画は、このような法的根拠に基づく町の最上位計画としての位置づけを踏まえ、今後の本町のまちづくりの方向性を示すものであり、以下のような役割を持ちます。

□ 役割1 みんなのまちづくりの共通目標

本計画は、町民に対して今後の本町のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、町民一人ひとりがまちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標となるものです。

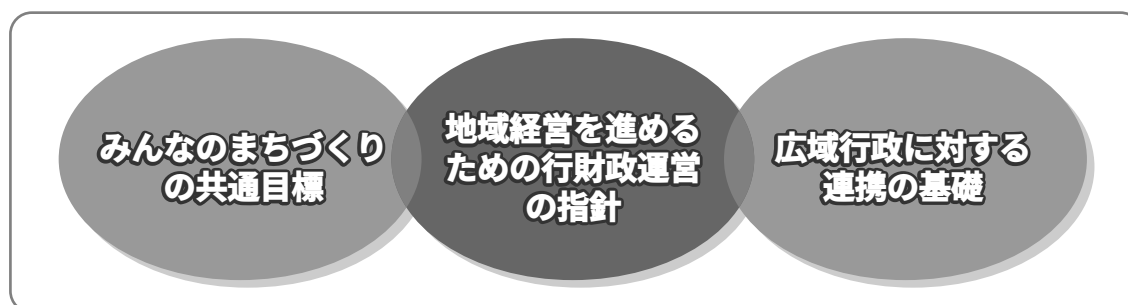
□ 役割2 地域経営を進めるための行財政運営の指針

本計画は、地方分権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行財政運営の総合指針となるものです。

□ 役割3 広域行政に対する連携の基礎

本計画は、国や道、周辺自治体などの広域的な行政に対して、本町のまちづくりの方向を主張するとともに、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

総合計画の役割



第3節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成します。

□ 基本構想

基本構想は、本町のめざすべき将来像とそれを実現するための基本方針や施策の大綱を示すものです。
計画期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間とします。

□ 基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、その実現を図るために必要な基本的施策、目標指標、協働の指針などを体系的に示すものです。

計画期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間とします。前期5年で実績を評価し、後期5年の計画の見直しを行います。

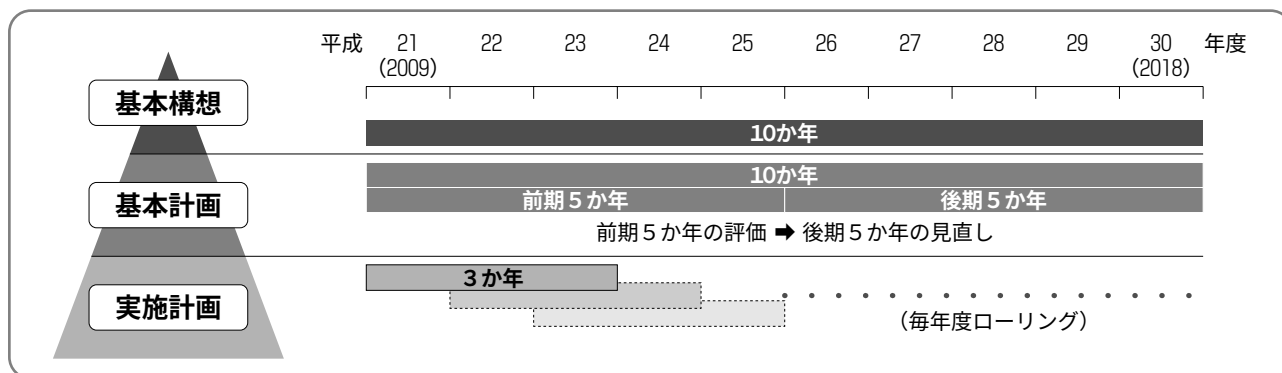
また、基本計画には施策ごとに成果目標（ベンチマーク）を掲げ、成果主義の導入を図って、成果目標の定期的点検を行って本計画の達成度を確認する行政評価の仕組みの確立に努めるとともに、常に時代の流れや町民の意向、施策の進捗状況度合などに応じてマネジメントできる仕組みの確立を図ります。

□ 実施計画

実施計画は、基本計画に示した施策を、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源などを示すことにより、予算編成の指針となるものです。

計画期間は、3年間として別途策定し、基本計画のマネジメントによるローリング方式（毎年見直す方式）を採用し、本計画の進行管理を行います。

第6次別海町総合計画の構成と期間



第1部 序 論

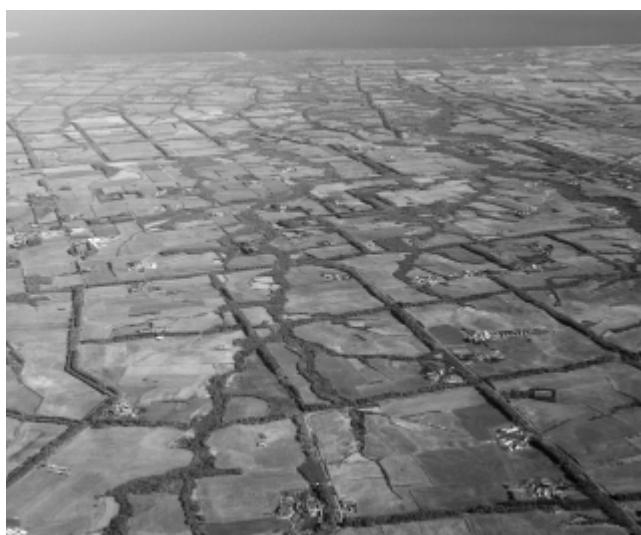
第2章 別海町の現況

第1節 別海町の概要

(1) 別海町の概要

①位置と面積

本町は、北海道東部根室管内の中央に位置し、東西61.4km、南北44.3km、総面積1,320.22km²の広大な面積を有しており、根室市、標津町、中標津町、標茶町、厚岸町、浜中町の6市町と接し、東はオホーツク海に面しています。また、野付半島から北方四島の国後島までは約16kmの距離にあり、北方領土隣接地域となっています。



②地勢

地勢は全般的に山岳がなく、標高20～80mの広大な波状台地である根釧台地が町域の大半を占めるため、雄大な地平線が広がります。また、摩周湖の伏流水を水源とする西別川のほか、風蓮川、床丹川、春別川、当幌川、ヤウシュベツ川などの河川がオホーツク海へ注いでいます。

③気候

内陸部は大陸性の内陸型気候、海岸部は海洋性気候を示しており、気温は平均5～6℃と冷涼で、年間降水量は1,000mm前後、最深積雪は1m程度となっており、比較的降雪量が少ない地域となっています。

④自然

内陸部は北海道らしい大平原が広がる風景を有し、海岸部には野付風蓮道立自然公園を構成する野付半島・野付湾や風蓮湖をはじめとする豊かな自然環境に恵まれています。特に、風蓮湖は根室湾につながる汽水湖であり、周辺の春国岱はアカエゾマツ林やハマナスが群生するなど森林部・草地・塩性湿原・干潟と多種多様な自然環境を有しています。また、全長28kmの日本最大の砂嘴である野付半

島と、野付半島に囲まれた野付湾は日本有数の広大な藻場となっています。こうした風蓮湖、野付半島・野付湾は貴重な鳥類の生息地として、また、渡り鳥の中継地点として重要な役割を担っており、平成17年に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約であるラムサール条約^{*}に登録されています。

⑤道路・交通

道路については、国道3路線（243号・244号・272号）のほか、道道、町道で形成されており、地域高規格道路については、根室中標津道路（根室市～中標津空港）及び釧路中標津道路（釧路市～標津町）の整備が進められています。

公共交通をみると、民間の路線バスや地域生活バスが運行されており、町内の各地区や周辺市町を結んでいます。また、別海市街地から約30分の距離に根室中標津空港があり、丘珠空港、羽田空港との直行便が発着しています。

(2) 別海町の歴史・沿革

①歴史

本町の歴史は、江戸後期に野付半島及びその周辺に鯨漁^{にしん}を中心とした漁場が開設されたことにはじまります。また、その地理的条件から野付半島は、知床方面・根室方面・国後・択捉方面を結ぶ重要な港として、そして日本の最東端を守る北方警備の要衝として多くの役割を果たしています。その後、明治2年（1869年）に90人余りが団体で移住したのを契機に、本町の開拓がはじまりましたが、冷涼な気候や火山灰性土壌など厳しい自然条件により畑作農業は次第に牧畜農業へ転換し、昭和30年代のパイロットファーム^{*}、昭和48年から昭和58年の新酪農村^{*}の建設により、現在では生乳生産量日本一の酪農のまちとなっています。

町名の「別海」は、アイヌ語の「ペツ・カイエ（川の折れ曲がっている）」が転訛^{てんか}したものといわれています。

②沿革

本町の沿革は、明治12年（1879年）に別海村、平糸村、野付村、西別村、走古丹村の戸長役場を設置し、明治39年（1906年）には和田村（現根室市）の厚別村を編入して戸長役場となり、その後大正12年（1923年）4月に2級町村制が施行され、別海村が誕生しました。そして昭和46年（1971年）4月に町制を施行し、現在の別海町となりました。

●ラムサール条約：湿地の生態系を守る目的で1971年に制定された湿原の保存に関する国際条約。

●パイロットファーム（Pilot farm）：昭和30年から世界銀行の融資のもと、近代的な機械を使い、大規模な酪農専業経営の実現をめざしたもの。
正式名称「根釧機械開墾地区建設事業」。

●新酪農村：昭和38年から昭和48年までに建設されたパイロットファームよりさらに大規模で近代的な酪農村。

第1部 序論

第2節 人口と世帯の動向

(1) 総人口

平成17年の国勢調査結果によると、本町の総人口は16,460人となっています。

近年の人口推移をみると、一貫して減少傾向にあり、平成2年では18,297人、平成7年では17,549人、平成12年では16,910人となっており、平成2年から平成7年には748人の減少、平成7年から平成12年には639人の減少、平成12年から平成17年には450人の減少となっています。

(2) 年齢階層別人口

年齢階層別人口でみると、平成17年の年少人口（14歳以下）は2,649人（16.1%）、生産年齢人口（15～64歳）は10,670人（64.8%）となっており、平成2年から人数が一貫して減少傾向にあります。一方、平成17年の高齢者人口（65歳以上）は3,141人（19.1%）と平成2年より人数、構成比率ともに増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

これを平成17年の全国及び北海道との比較でみると、年少人口比率（16.1%）は合計特殊出生率*が高い地域であることを背景に、全国平均（13.7%）や道平均（12.8%）を上回ります。また、高齢者人口比率（19.1%）は全国平均（20.1%）や道平均（21.4%）を下回りますが、5歳階級別の人口構成の特徴をみると、50～54歳（1,422人）、55～59歳（1,283人）の層が多くなっており、本計画期間中に高齢化が急激に進行することが予想されます。

(3) 世帯数

世帯数は、平成17年では5,788世帯で、平成12年の5,553世帯から235世帯の増加となっています。また、一世帯当人数をみると、平成17年では2.84人と平成12年の3.05人から0.21人減少し、核家族化など世帯構成の多様化が進んでいることがうかがえます。

●合計特殊出生率：一人の女性が一生に生むとされる平均子ども数。人口動態保健所・市区町村別統計（平成21年発表）において、全国では1.31、別海町では1.85。

第6次別海町総合計画 とものつくる べっかい創造プラン

序

論

基本構想

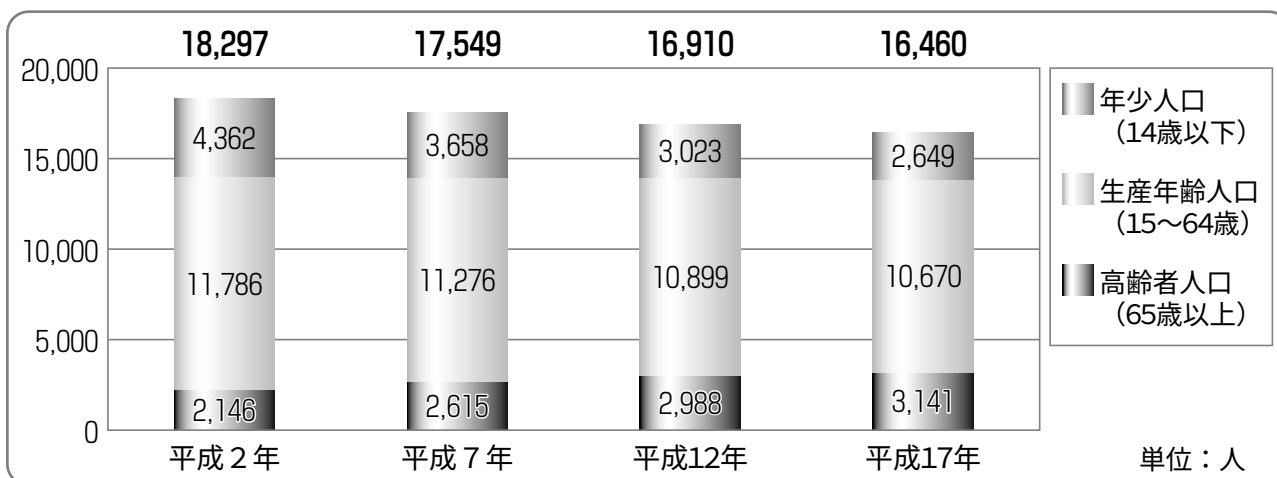
重点プロジェクト

人口と世帯の動向

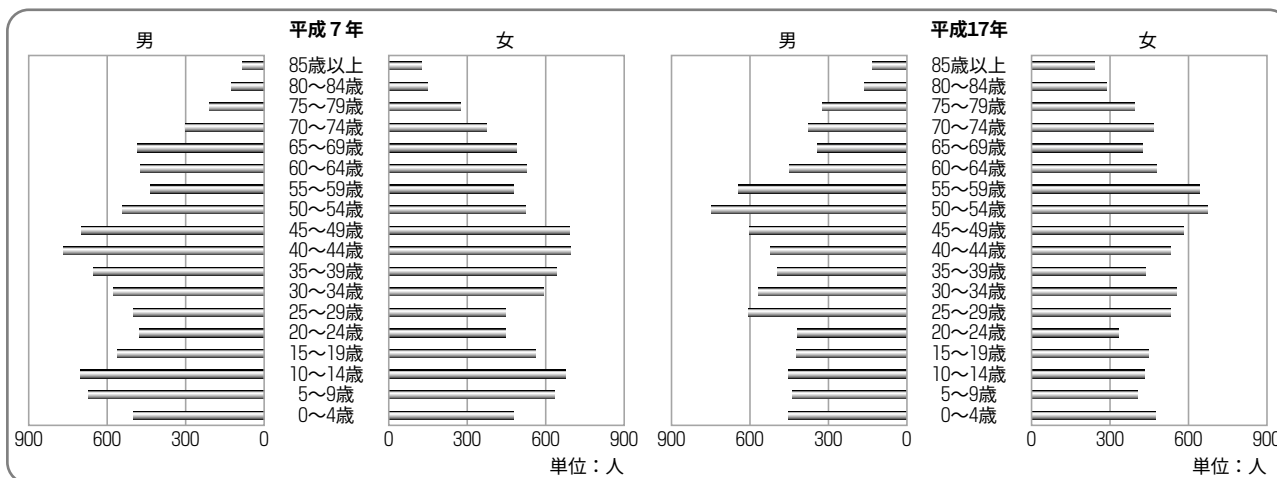
(単位：人、世帯)

項目	年	平成 2 年 (1990年)	平成 7 年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)
総人口		18,297	17,549	16,910	16,460
年少人口 (14歳以下)		4,362 (23.8%)	3,658 (20.8%)	3,023 (17.9%)	2,649 (16.1%)
生産年齢人口 (15～64歳)		11,786 (64.4%)	11,276 (64.3%)	10,899 (64.5%)	10,670 (64.8%)
高齢者人口 (65歳以上)		2,146 (11.7%)	2,615 (14.9%)	2,988 (17.7%)	3,141 (19.1%)
世帯数		5,304	5,399	5,553	5,788
一世帯当人数		3.45	3.25	3.05	2.84

注) 総人口には、平成 2 年に 3 人の年齢不詳を含む。構成比は端数処理の関係で100%上下する場合がある。



人口構成の比較 (平成 7 年と平成17年)



第1部 序 論

第3章 これからのまちづくりに向けて

第1節 まちづくりに生かすべき特性

今後のまちづくりを進める上で、地域で育まれてきた資源やこれまでのまちづくりの成果などの地域特性を最大限に生かし、別海町らしいまちづくりを進めることが重要です。こうした本町の代表的な特性を整理すると以下のとおりとなります。

□ 特性1 日本一の生乳生産量を誇り、豊かな水産資源に恵まれた日本の食を支えるまち

本町は、昭和30年代のパイロットファーム、昭和48年から昭和58年の新酪農村の建設により、広大な草地資源と摩周湖の伏流水である豊富な水資源を生かし、大規模な酪農が展開され、日本一の生乳生産地となっています。また、次世代の酪農家を育成する別海町酪農研修牧場をはじめ、町独自の乳製品を生産するべつかい乳業興社、日本の乳業メーカー上位3社の乳製品工場が立地するなど酪農・乳牛に関連した機関・工場が集積しています。さらに、根室海峡に面するおよそ140kmにおよぶ海岸線を有し、サケ・マス・ホッカイシマエビ・ホタテガイ・ホッキガイなど多種多様な水産物の漁獲に恵まれています。このように、本町は日本有数の酪農先進地であり、水産資源に恵まれた、日本の食を支えるまちとなっています。



□ 特性2 ラムサール条約登録湿地である野付半島・野付湾、風蓮湖をはじめとする美しく豊かな自然と共生するまち

本町は、ラムサール条約登録湿地^{*}である野付半島・野付湾、風蓮湖を有し、ゴマフアザラシやオジロワシをはじめとする希少種・固有種など貴重な動植物の生態系がみられ、こうした地域は道立自然公園に指定されています。また、牧草地が地平線まで広がる雄大な農村景観、野付湾の風物詩であ

●ラムサール条約登録湿地：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」に基づき、締結国が国際的な基準に従って湿地を指定し、条約事務局に登録された湿地。

る打瀬舟による北海シマエビ漁の光景など、地域の生産活動が「べっかい」ならではの風景をつくりだしています。

さらに、広大で豊かな自然環境を舞台とした河川周辺での町民、農業・漁業団体が連携した保全活動や、家畜排せつ物を活用したバイオマス*エネルギーへの取組みが行われており、これらの環境・水質保全やエネルギー循環をめざす取組みは、地域にとって大きな財産となっています。



□ 特性3 乳製品やホッカイシマエビをはじめとする特産品や特色ある観光・交流資源を有するまち

本町には、別海十景*といった豊かな自然環境・景観とともに、牛乳・乳製品、ホッカイシマエビやサケなどの海産物といった別海ならではの特産品に恵まれています。また、野付半島ネイチャーセンター、農漁村加工体験施設、キャンプ場など地域資源を生かした観光・交流施設などが数多くあります。さらには、えびまつり、別海町産業祭、西別川あきあじまつり、白鳥まつり、パイロットマラソンなど特色あるイベントが開催されています。これらに加え、近年では都市と農村の交流に向けたグリーンツーリズム*などの取組みも活発になってきています。



□ 特性4 地域に密着した保健・医療機関が整備され、地域からの健康づくりを進める町民の健康・福祉を重視するまち

本町は、町立病院である別海病院をはじめ、西春別診療所、尾岱沼診療所など地域に密着した医療施設とともに、特別養護老人ホーム、老人保健施設などの保健・福祉関連施設が整備されています。

●バイオマス：家畜ふん尿などの再生可能な生物由来の有機性資源。これを燃料等に活用したエネルギーが「バイオマスエネルギー」。
●別海十景：町内で特に優れた自然・景観を有する場所を別海十景に指定。野付半島、野付湾、野付半島原生花園、トドワラ、白鳥台、風蓮湖、茨散沼、ヤウシュベツ川河口、町立小野沼公園、新酪農村展望台の10箇所。
●グリーンツーリズム：農村地域でその自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

第1部 序 論

また、これらの施設と人的資源を活用して、保健・医療・福祉の連携とともに、地域からの健康づくりに向けたヘルスコンダクターの育成など町民の健康・福祉を増進する様々な活動が活発に展開されています。



□ 特性5 公共施設など生活基盤が整備されているまち、自衛隊演習場を有するまち

本町は、全道平均を上回る改良率・舗装率の道路をはじめ、摩周湖の伏流水を水源とする水道、公共下水道をはじめとする排水処理施設など生活基盤の整備を積極的に進めてきており、こうした基盤整備に対する町民の満足度は、本計画の策定にあたって実施した「まちづくりアンケート調査」の結果においても、概ね満足と回答する割合が高い結果となっています。また、公民館、集会施設、各種スポーツ施設など地域ごとに公共施設が整備されており、これら施設を拠点に様々な住民活動が活発に展開されています。さらに、本町には、自衛隊で最大規模の矢臼別演習場、計根別飛行場及び陸上自衛隊別海駐屯地があり、基地・演習場と共存するまちとしての特性も有しています。

□ 特性6 地域への愛着と連帯感があり、町民の自主的な活動が活発に展開されるまち

都市化や生活様式の変化により、人と人とのつながりや地域の連帯感、郷土意識が薄れていく傾向にある中で、本町では、先人の努力によって拓かれてきた人のあたたかさや人情、郷土への愛着、地域での連帯意識が残っています。このことは本計画の策定にあたって実施した「まちづくりアンケート調査」の結果においても、本町に“愛着を感じている”人が76.9%となっているほか、本町に“住み続けたい”人も71.2%と7割を超えていることから把握することができます。また、こうした町民性を背景に、地域を基本にした助け合い、支え合いの精神に基づく町内会組織の活動をはじめ、ボランティア活動、環境保全活動、芸術・文化・スポーツ活動、地域安全活動、まちづくり活動など様々な分野で町民の自主的な活動が活発に展開されています。



第2節 別海町を取巻く社会・経済動向

本町を取巻く社会・経済動向は大きく変化しています。新しいまちづくりを展開していくために踏まえるべき代表的な社会・経済動向は以下のとおりとなっています。

□ 動向1 地方を取巻く産業構造の変化

わが国の景気動向は、近年のエネルギー・原材料価格高騰による景気停滞が懸念されています。特に、地方における経済は、地域間競争の激化や規制緩和などを背景に、第1次産業従事者のさらなる減少や高齢化、既存商店街の衰退などが進み、地方産業を取巻く環境は依然として厳しい状態が続いています。また、WTO（世界貿易機関）＊及び日豪EPA＊など重要農産物の貿易交渉の動向によっては北海道農業に打撃的な影響を与え、農業への依存度が高い第2次・第3次産業への影響も甚大であることが予想されています。加えて、世界的視点での新興国の経済成長により、食料・エネルギーの安定確保も重要な課題となっています。

このため、本町においても日本一の酪農のまちとしての特性を生かしながら、時代の流れに即した支援施策を積極的に推進し、地域産業の再生を促していくことが求められます。

□ 動向2 本格的な地方分権の進行

わが国では、従来の国主導型の行政から、地域主導型の行政への転換に向け、様々な分野で国と地方との関係や役割分担が改善され、実行に移されつつあるなど本格的な地方分権の時代を迎えました。また、これに伴い、国からの権限委譲や税源移譲が進められているほか、道州制＊の検討も行われており、これからの自治体には、自らの責任と判断で自らの進むべき方向を決め、具体的な施策を自ら実行することができる能力が強く求められます。

このため、本町においても、さらなる行財政改革を積極的に進め、真に自立可能・持続可能な体制を整備していくことが求められます。

●WTO（世界貿易機関）：貿易に関する協定の管理・運営、加盟国間の貿易交渉を推進する国際機関。

●日豪EPA：日本とオーストラリア間のFTA（自由貿易協定）を柱とするEPA（経済連携協定）。

●道州制：地方分権の一環として検討されている制度。都道府県をまとめ、「道」あるいは「州」という単位にし、財政基盤の強化と行政のスリム化をめざす。

第1部 序 論

□ 動向3 住民参画・協働への意識の高まり

本格的な地方分権の時代を迎え、住民側においても、自分たちの地域は自分たちでつくるという気運が高まり、地域課題の解決に向け住民活動や住民主導の特色ある地域づくり、住民と行政との協働のまちづくり、さらには「新しい公共空間^{*}」の形成に向けた取組みが全国的に活発化しています。

こうした住民活動や住民参画・協働のまちづくりは、これからの自立したまちづくりの原動力として必要不可欠なものであることから、本町においても、より一層の住民参画の促進や、住民と行政との協働体制の確立・情報共有が求められます。



□ 動向4 環境問題への対応

地球温暖化に代表される地球環境問題の一層の深刻化、水質の保全などの身近な地域における環境問題の発生などを背景に、地球規模で環境の保全・創造の重要性が叫ばれており、わが国においても、将来の世代へ継承できる「健やかで美しく豊かな環境先進国」の形成に向けた地域での具体的な取組みが強く求められています。

本町においても、豊かな自然環境の保全をはじめ、環境負荷の少ない持続可能な社会づくりに向けた取組みを一層積極的に進めていくことが求められます。

□ 動向5 安全な暮らしの確保

近年、国内外において大地震が発生し、自然災害からの安全性の確保への人々の意識が急速に高まっています。

また、世界各地におけるテロの発生、子どもが被害者となる凶悪犯罪の多発、食の安全をめぐる様々な問題の発生、振り込め詐欺などの悪質商法によるトラブルの急増を背景に、犯罪や事故のない安全・安心なまちづくりが強く求められています。



●新しい公共空間：これまで行政が担ってきた「公共」（地域の公共サービスなど）を、住民、地域組織や民間団体など様々な主体と協働して「公共」を形成すること。例えばこれまで福祉サービスは行政を中心に行われてきたが事業者・地域団体・ボランティア等によって必要とするサービスを補う考え方。

本町においても、地震への対応の強化や防犯体制の充実をはじめ、すべての分野で安全・安心の視点を十分に取入れたまちづくりを進めていくことが求められます。

□ 動向6 人口減少と少子高齢化の進行

わが国は、世界に例をみないスピードで高齢化が進んでおり、特に、団塊の世代が高齢期に入る平成27年頃には、これまでの状況をはるかに超えた超高齢社会を迎えることが予想されています。また、晩婚化・非婚化に加え、夫婦の出生力そのものの低下により、少子化も急速に進行しており、これに伴って総人口も平成19年に減少に転じ、本格的な人口減少社会に突入しています。

本町の少子高齢化は、全国平均や全道平均の水準には達していないものの、確実に進行しており、今後は、まちづくりのあらゆる分野において、安心して子どもを産み育てることのできる社会づくりや高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりなど少子高齢化への対応を一層積極的に進めていくことが求められます。

□ 動向7 情報化への対応

インターネットが急速に普及し、だれもが様々な情報を手軽にかつ瞬時に受発信することができる環境が実現したほか、これらを活用して行政サービスの提供などを行う電子自治体の構築が全国的に進められています。

本町では、広大な面積をカバーするため無線LAN*の整備などによる情報化の取組みが進められていますが、こうした情報化は、自治体経営の効率化や地域活性化、町民生活の質的向上に向けた社会基盤として、今後特に大きな役割を果たすことが予想されることから、一層積極的に推進していくことが求められます。



●無線LAN：無線通信でデータの送受信をするネットワークのこと。

第1部 序 論

第3節 町民のまちづくりへの想い

本計画の策定にあたり、本町では、計画づくりへの住民参画・住民ニーズの反映を重視し、「まちづくりアンケート調査」や「まちづくり懇談会」などを行いました。さらに「べつかい協働のまちづくり町民会議」からの提案を受け、その結果から、今後のまちづくりの方向性を定めるにあたって踏まえるべき代表的な調査結果や提言内容を抜粋すると、次のとおりです。

(1) まちづくりアンケート調査結果

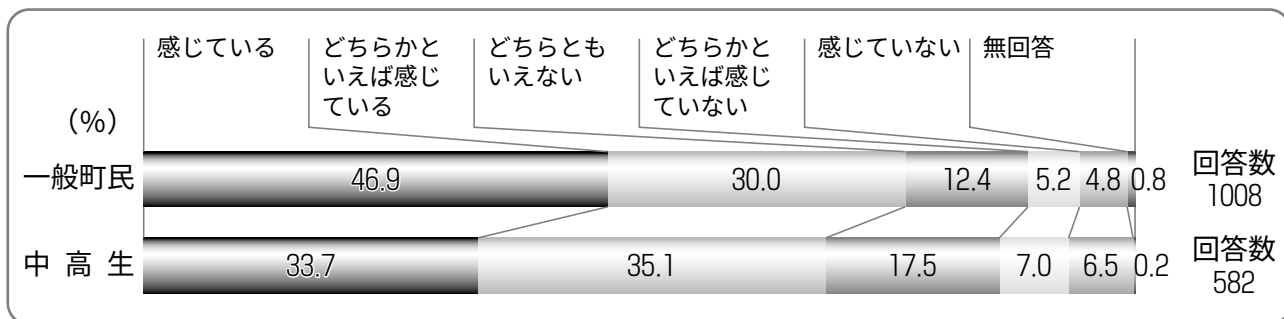
本調査は、平成20年2月に、①一般町民（町内に居住する18歳以上の男女2,500人：無作為抽出）、②中高生（町内の中学2年生及び別海高校に在籍する全生徒）に対し、アンケート調査を実施しました。各アンケートの概要は以下のとおりです。

項 目	一 般 町 民	中学生・高校生
調 査 対 象	18歳以上の町内に居住する男女	町内の中学校に在籍する2年生及び別海高校に在籍する全生徒
抽 出 法	無作為抽出（住民基本台帳より抽出）	悉皆（全数）調査
調 査 方 法	郵送法（郵送による配布・回収）	各学校を通じた配布・回収
調 査 時 期	平成20年2月	
配 布 数	2,500	610（中学生150、高校生460）
有効回収数	1,008	582
有効回収率	40.3%	95.4%
留 意 点	以下のグラフにおいて、比率を百分率（%）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため合計が100%を上下する場合があります。	

① まちへの愛着度

一般町民では愛着を「感じている」と回答した人が46.9%と最も多く、次いで「どちらかといえば感じている」が30.0%で続き、これらをあわせた“愛着を感じている”という人が76.9%となっています。一方、中学生・高校生では“愛着を感じている”率は68.8%となっています。

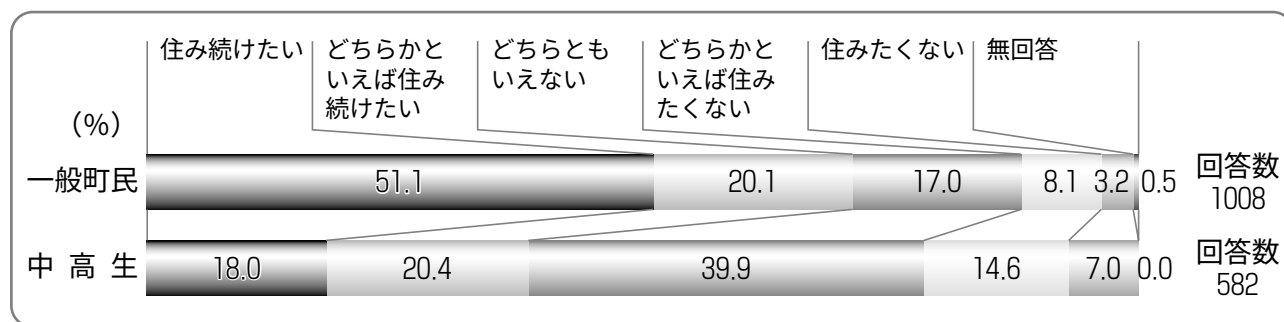
まちへの愛着度



②今後の定住意向

一般町民では「住み続けたい」と答えた人が51.1%で最も多く、これに「どちらかといえば住み続けたい」(20.1%)をあわせた71.2%の人が“住み続けたい”という意向を示しています。一方、中学生・高校生では“住み続けたい”という意向は38.4%にとどまります。

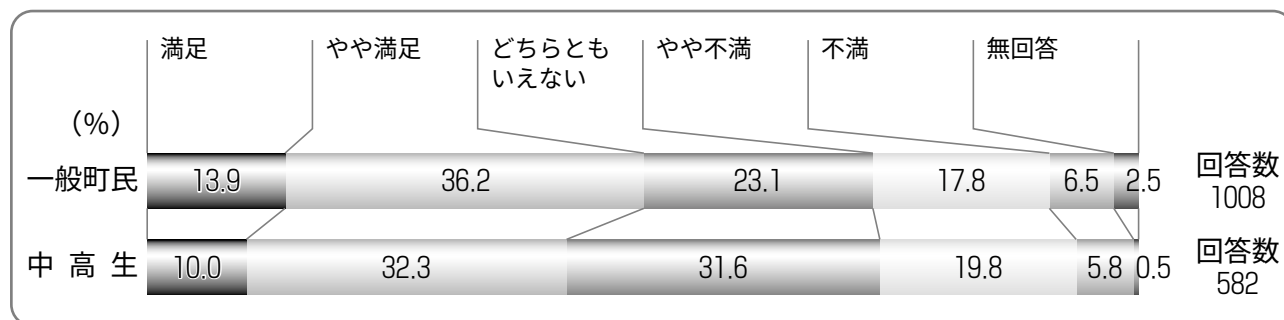
今後の定住意向



③まちの暮らしやすさ

一般町民では「やや満足」と答えた人が36.2%と最も多く、これに「満足」(13.9%)をあわせた“満足している”という人が50.1%となっており、“不満である”(「やや不満」17.8%及び「不満」6.5%の合計)の24.3%の2倍以上となっています。なお、「どちらともいえない」は23.1%となっています。一方、中学生・高校生では“満足している”が42.3%となっています。

まちの暮らしやすさ



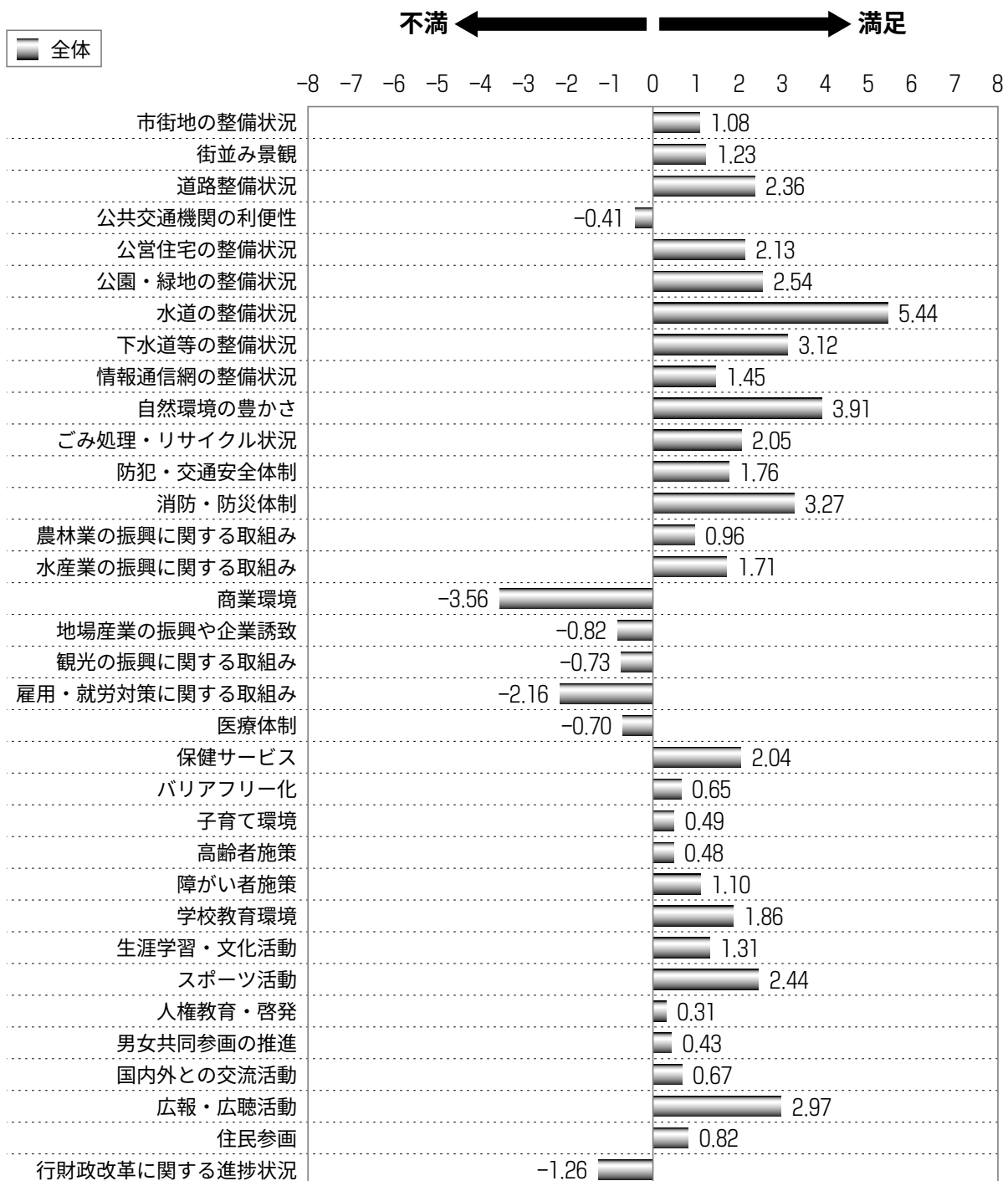
④項目度別の満足度について

満足度の高い項目は、「水道の整備状況」(5.44点)が最も高く、次いで「自然環境の豊かさ」(3.91点)、「消防・防災体制」(3.27点)と続きます。一方、評価点の低い方からみると、「商業環境」(−3.56点)が最も低く、次いで「雇用・就労対策に関する取組み」(−2.16点)、「行財政改革に関する進捗状況」(−1.26点)、「地場産業の振興や企業誘致」(−0.82点)、「観光の振興に関する取組み」(−0.73点)と続きます。

第1部 序 論

点)と続きます。

項目別の満足度

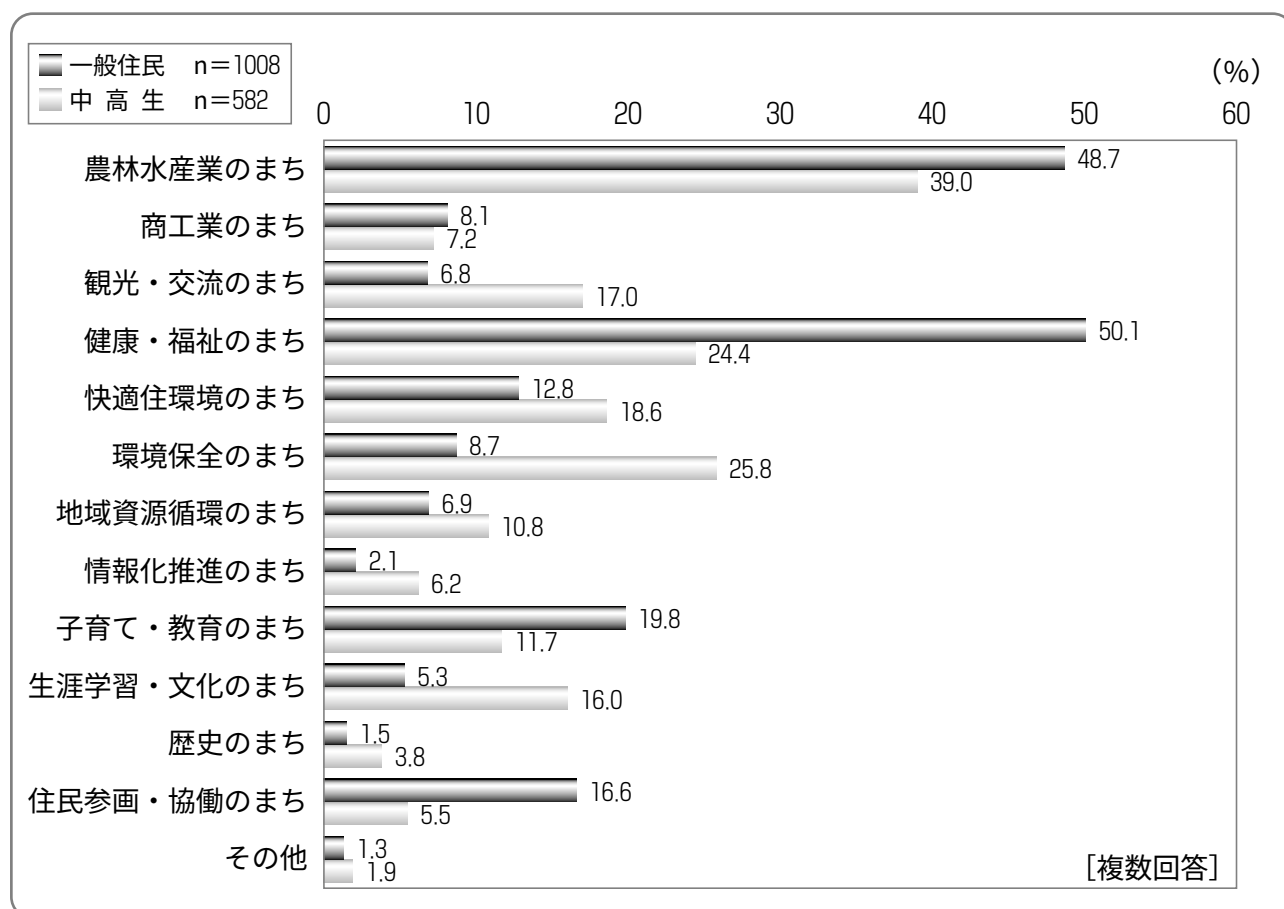


第6次別海町総合計画 とものつくる べっかい創造プラン

⑤今後のまちづくりの特色について

今後のまちづくりの特色については、一般町民では「健康・福祉のまち」(50.1%) 及び「農林水産業のまち」(48.7%) が他を大きく引き離して上位を占めて2大要望となっています。その他では「子育て・教育のまち」(19.8%)、「住民参画・協働のまち」(16.6%)、「快適住環境のまち」(12.8%) などの順となっています。これら上位回答をみると、保健・医療・福祉の充実や第1次産業の振興を中心に、子育て支援、住民との協働を重視したまちづくりが求められていることがうかがえます。一方、中学生・高校生では第1位が「農林水産業のまち」(39.0%)、第2位が「環境保全のまち」(25.8%)、第3位が「健康・福祉のまち」(24.4%) となっており、“第1次産業の振興”と“健康・福祉の充実”のほか“環境保全”への意識が強い傾向がみられます。

今後のまちづくりの特色



注) 回答者が複数の回答を出してもよい問のため、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。

第1部 序 論

(2) ベつかい協働のまちづくり町民会議の提言

本会議は、町内から公募した委員に参加していただき、理想とするまちづくりに関するグループワークを行い、その結果を平成20年6月に総合計画への提案書としてとりまとめました。（詳細は、基本計画資料編を参照ください。）

(3) まちづくり地域懇談会・団体懇談会の提言

平成20年6月に、地域懇談会は地域住民の方に、団体懇談会は町内で活動している各種団体の代表者に参加していただき、今後のまちづくりへの要望・提案をお聞きしました。（詳細は、基本計画資料編を参照ください。）



第4節 新しいまちづくりに向けた発展課題

本町の現状や特性、町民ニーズを踏まえ、これから新しいまちづくりを進めていくための課題を整理すると次のとおりとなります。

□ 発展課題1 日本の食を支える活力ある産業の構築とエネルギー自給のまちづくり

わが国の景気動向は、近年のエネルギー・原料価格の高騰による景気停滞が懸念されており、地方においても依然として厳しい状況が続いています。

こうした中で、本町においては産業振興による地域経済の活性化と、それに伴う雇用の場の創出、町全体の活力の向上に向け、日本一の酪農郷である特性を生かし、観光・交流を軸に、農林水産業から商業、工業に至るまで、時代の流れに即した柔軟な支援施策を推進し、豊かで活力ある産業構造の構築を進めていく必要があります。

また、世界的に食料・エネルギーの安定的な確保が求められている中、日本の食を支えるまち、地域に根ざした自然エネルギー*やバイオマス*の利活用によるエネルギー自給のまちをめざす必要があります。

□ 発展課題2 住民参画と協働による地域からのまちづくり

厳しい財政状況の中で、地方分権による個性ある地域社会を実現し、多様化する社会的ニーズに対応していくためには、これまでの行政依存型から、住民やNPO*、地域、ボランティア、企業など様々な団体や組織と行政がそれぞれの持つ知識や能力を持ち寄り、行政との役割分担のもと「協働のまちづくり」を進めていくことが一層求められています。そのためには、それぞれが適切なコミュニケーションと役割分担を図ることのできる体制づくりを進めていくことが必要です。

本町においては、住民参画の前提となる情報公開をさらに進めるとともに、協働に関する考え方を明確にする中で、自治組織、ボランティアグループ、事業者などと行政との適切な役割分担を行い、協働のまちづくりを進めるための仕組みを確立することが課題となっています。

●自然エネルギー：太陽光、風力、水力といった自然現象を利用するエネルギー。
●バイオマス：家畜ふん尿などの再生可能な生物由来の有機性資源。
●NPO（Nonprofit Organization）：民間非営利団体。

第1部 序 論

□ 発展課題3 少子高齢化に対応した安心な暮らしづくり

少子高齢化の進行は、保健・医療・福祉関係経費を増大させる一方で、生産年齢人口^{*}の減少による労働力の減少などが地域の経済力や活力を低下させ、町の行財政運営においても大きな影響をもたらします。

本町における高齢化率は今後上昇することが予想されています。このため、高齢者が健康で自立して暮らしていくための支援や環境整備、地域生活バスなどによる公共交通網の整備、バリアフリー化^{*}などユニバーサルデザイン^{*}に配慮した道路や公共施設整備など高齢者が住みやすい社会基盤の充実や施策の展開が課題となります。

また、安心して子どもを生み育てることのできる社会づくりに向けて、男女共同参画社会の形成と、働く女性の子育て支援のための諸施策の推進はもちろん、すべての子どもたちが心身ともに健全に育成されるよう、行政や企業、地域社会全体で取組む必要があります。



□ 発展課題4 次代を担う人材育成と文化の創造

少子高齢社会の到来、国際化・高度情報化の進展、価値観の多様化などの社会や経済の急激な変化は、子どもたちを取巻く環境にも大きな影響を与えています。このため、本町では家庭での教育とともに、学校においては、これからの社会を担う人材育成という観点から、基礎的学力・体力の向上はもちろん、児童・生徒の判断力や行動力、個性や能力、自立心や道德心、愛郷心や思いやりの心などを伸長する教育が今まで以上に求められています。

また、スポーツや芸術・文化活動などの生涯学習の振興は、町民一人ひとりが生き生きと暮らしていくために必要な「豊かな心」の創造や、生きがいがづくりにつながり、地域の活性化や個性を生かしたまちづくりを進めるうえでも重要な取組みとなっています。

●生産年齢人口：15歳以上65歳未満の人口を指す。0歳以上15歳未満は年少人口。65歳以上は高齢者人口。

●バリアフリー化：障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くこと。

●ユニバーサルデザイン：老若男女といった差異、障がい・能力を問わずに利用することができる誰にでも使いやすい施設・製品・情報の設計。

□ 発展課題5 定住促進に向けた快適で安全なまちづくり

地域活力を維持していくためには、定住促進と交流人口の増加を図ることが求められています。

本町においても、人口が減少傾向にあることから、快適な生活環境の整備による定住の促進は重要な課題であり、自然環境との共生を基本に、計画的かつ調和のとれた土地利用のもと、魅力ある市街地・景観の形成、定住基盤となる住宅・宅地の整備、安全で利便性の高い道路・交通網の整備、ユビキタス社会^{*}に対応した情報基盤の整備、災害に強い安全なまちづくりなど定住と交流を支える快適な生活基盤づくりを進めていく必要があります。



□ 発展課題6 地方分権、厳しい財政状況に対応できる自治能力の向上

住民に最も身近な自治体である市町村は、地方分権の推進により「自己決定・自己責任」による自立したまちづくりが求められている一方で、税収の減少や地方交付税の削減などによる厳しい財政状況下での行政運営を余儀なくされ、これまでのシステムを見直していくことが求められています。

本町においても、今後、激化することが予想される地域間競争を勝ち抜くために、政策形成能力、事業遂行能力を創意と工夫によって高めるとともに、多様化する住民ニーズに対応した的確な施策展開を行っていく必要があります。

また、行財政運営においては、公共施設の効率的な運営、人員の適正配置など組織機構の見直しなどによる徹底的な行財政改革を進めていくことが急務となっています。

さらに、本町の有する資源や人材の有効活用による個性的で創造性のある地域づくりと、基幹産業である第1次産業の振興など地域経済の活性化を図りながら、可能な限り自主財源の確保に努め、行財政基盤の強化に裏付けられた自治能力の高い自治体を築いていく必要があります。

●ユビキタス社会：「いつでも・どこでも・だれでも」がコンピューターネットワークを初めとしたネットワークにつながるにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会。

第2部 基本構想

第1章 別海町の将来像

第1節 まちづくりのテーマ

「第1部 序論」に基づき、新しいまちづくりを進める上で、すべての分野において基本とする3つのまちづくりのテーマを以下のとおり定めます。

□ まちづくりのテーマ1 「共生と循環」

共生と循環

豊かな自然環境と生産活動、生活環境が調和した、すべての人が暮らしやすい生活・社会環境の形成のため、人と自然、人と人が「共生」し、環境や経済の「循環」するまちづくりを進めます。

□ まちづくりのテーマ2 「希望と活力」

希望と活力

活気ある地域社会を構築するには、そこに住む人がいつも笑顔で「希望」を持てるよう、特色ある産業とこれまでのまちづくりの取組みを最大限に活用し、新しいまちの「活力」を創造するまちづくりを進めます。

□ まちづくりのテーマ3 「協働と自立」

協働と自立

地方分権時代のまちづくりには、町民と行政、さらには多様な主体がそれぞれの役割と責任をもって「協働」し、「自立」したまちづくりを進めます。

第2部 基本構想

2

第2節 別海町の将来像

将来像とは、町民と行政が一体となってめざす、将来のあるべきまちの姿です。

別海町は、先人の努力により拓かれたまちであり、これまでのまちづくりの取組みで培われた多くの財産を有しています。これらをさらに磨き、新たな英知を加えて、激動の時代にも笑顔と希望と誇りに満ちたまちとなるため、将来像を以下のとおり定めます。

笑顔あふれる豊かさ実感のまち ベっかい

～ひとが輝く まちが輝く 自然が輝く
みんなの「つながり」でつくる別海の未来～

○ひとが輝くために

町民一人ひとりが健やかに生き生きと目標と夢を持ち続けられるまちづくり。

○まちが輝くために

生活基盤の整備、活力ある産業の振興による自立したにぎわいのあるまちをつくとともに、各地区で地域の特性に応じた地域活動が展開されるまちづくり。

○自然が輝くために

豊かな自然と生産活動が調和したまちづくり。

○みんなの「つながり」でつくる別海の未来

町民と行政の協働、地域福祉や防災における「共助」、消費者と生産者の関係など様々な分野での信頼関係に基づく「つながり」が見直されています。こうした人と人との多様な「つながり」を様々な分野で育て、伸ばし、別海の未来をつくります。

こうしたまちづくりを進め、だれもが物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさ、生活の豊かさを実感し、笑顔あふれるまち「ベっかい」の実現をめざします。

第3節 将来像実現のための基本目標

将来像の実現に向けて、新たなまちづくりの基本目標（6つの施策の柱）を次のとおり設定します。

基本目標1 活力ある産業のまち

～ 大地と海の恵みを生かす 可能性と活力ある産業づくり～

農林水産業・商工業・観光の振興など地域産業の活性化に向けた活力ある産業のまちづくりを進めます。

基本目標2 自然と共生するまち

～ みどり輝き 水がきらめく 環境先進地づくり ～

豊かな自然を守り育てるとともに、町民・事業者・行政が連携し、環境保全に向けて地域から行動するまちづくりを進めます。

基本目標3 健やかに暮らせる福祉のまち

～ 健やかにずっと暮らせる 人にやさしい地域づくり ～

すべての町民が世代を超えて支えあいながら、住み慣れた地域で生涯にわたって健康に、生きがいを持って暮らすことのできるまちづくりを進めます。

基本目標4 人を育てる学びのまち

～ 人を育み 文化を創る 心豊かなまちづくり ～

次代を担う人材を育成し、だれもがともに学び、別海町らしい生涯学習のまちづくりを進めます。

基本目標5 快適で安全なまち

～ 安全・安心で ゆとりある 快適な定住環境づくり ～

定住の促進と町の新たな発展に向け、災害や犯罪、事故に対して不安のない、快適な暮らしを支える基盤の整ったまちづくりを進めます。

基本目標6 参画と協働でつくるまち

～ 「ともにつくる べっかい」のための仕組みづくり ～

町民と行政、さらには多様な主体がそれぞれの役割と責任をもって協働し、魅力ある地域づくりを進めるとともに、地方分権に対応した自立した自治体経営の確立を進めます。

第2部 基本構想

2

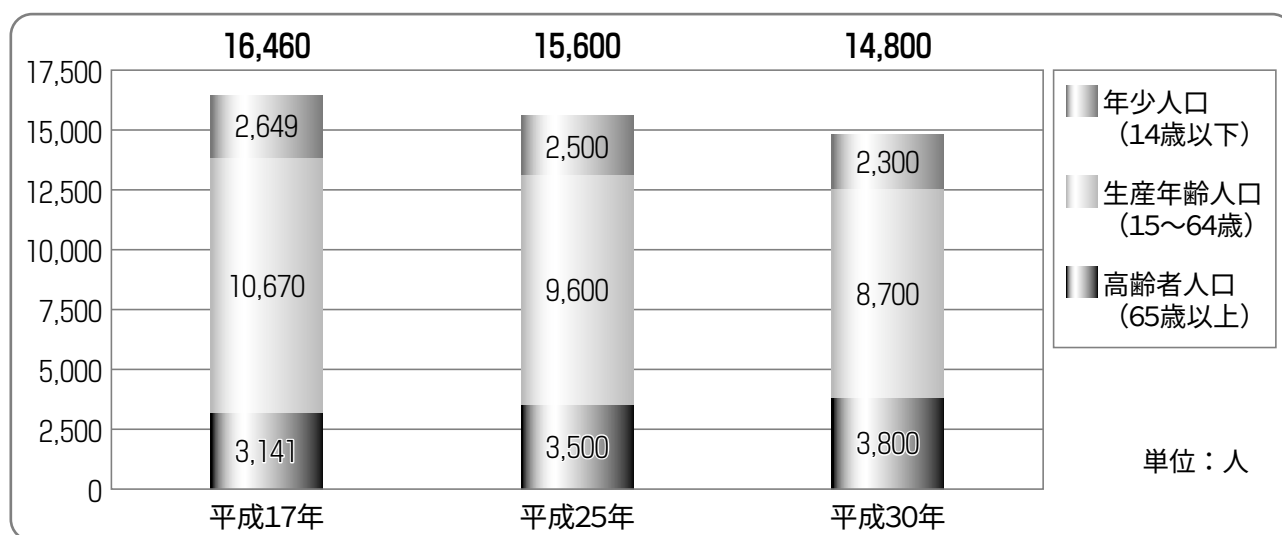
第4節 将来人口の推計値と努力目標

国勢調査の結果から、本町のこの10年間の人口推移をみると、平成7年では17,549人、平成12年では16,910人となっており、平成7年から平成12年には639人の減少、平成12年から平成17年には450人の減少となっています。

これら過去の人口推移に基づき、コーホートセンサス変化率法^{*}により人口推計を行った結果によると、本町の人口は今後も減少傾向で推移し、**平成30年には14,800人程度**になることが予測されています。

また、年齢階層別人口の推計結果をみると、年少人口（14歳以下）は平成17年の2,649人（16.1%）から平成30年には2,300人（15.5%）へ、生産年齢人口（15～64歳）は平成17年の10,670人（64.8%）から平成30年には8,700人（58.8%）へ、人数、構成比率ともに減少することが予測されています。一方、高齢者人口（65歳以上）は平成17年の3,141人（19.1%）から平成30年には3,800人（25.7%）へ、人数、構成比ともに増加することが予測されています。

この推計を受けて数値による目標は設定しませんが、本計画推進のもと、産業振興による雇用の場の拡大、子育て支援、定住条件の整備による町外への人口流出の抑制などに重点的に取り組み、推計値を上回るように最大限の努力を図ります。



●コーホートセンサス変化率法：人口推計方法の1つ。同時出生集団（コーホート）の一定期間における人口の変化率を計算し、その変化率が将来も変化しないと仮定して推計する方法。

第5節 土地利用の基本方針

土地は、限られた資源であるとともに、町民の生活や産業経済活動などのあらゆる活動の共通の基盤となるものであり、その利用のあり方は、まちの発展や町民生活の向上と深いかかわりを持ちます。

土地利用は、まちづくりの根幹となるものであり、町の発展に直結する極めて重要な問題であることから、住民参画のもと、慎重に検討を重ねた上で、土地利用関連計画を立て、町民全体の合意形成を図っていく必要があります。

したがって、ここでは、そのもととなる基本的な方針、考え方を示すこととし、具体的なゾーニングや土地利用については、今後、町民や事業者の積極的な参画のもと、国土形成計画（全国計画）など上位計画を踏まえ、総合的に検討を重ねた上で、土地利用計画を策定し、明確化していくこととします。



(1) 土地利用の基本方針

本町の土地を高度かつ有効に活用し、将来像を効果的に実現するため、土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

□ 方針1 自然・生産環境と共生する土地利用の推進

美しい自然環境・景観と調和し、第1次産業のまちとしての生産環境の保全と活用を重視した、持続的発展可能な地域の形成をめざす土地利用を推進します。

□ 方針2 定住と交流、活力を生み出す土地利用の推進

人々が集う魅力ある市街地環境・商業環境の創造や快適な居住空間の形成、観光・交流基盤の充実、産業立地の促進、さらには便利で安全な道路・交通体系の確立など定住・交流人口の増加と町全体の活力向上を重視した土地利用を推進します。

第2部 基本構想

2

(2) ゾーン別の土地利用の方向

土地利用の基本方針に基づき、本町における土地利用について、区域を次のように大きく4つのゾーンに分け、その基本的な方向性を示すと次のとおりです。

□ 市街地ゾーン

本町の中心的な諸機能が集積する別海市街地と尾岱沼・西春別駅前などを「市街地ゾーン」と位置づけ、環境との共生に配慮した市街地整備を進めるとともに、快適で安全な居住空間の創出やまちなみ景観の形成に努め、人々が集う魅力ある市街地環境の創出に努めます。

□ 農業ゾーン

農業地域を「農業ゾーン」と位置付け、それぞれの地域性を生かし、酪農・畜産の発展に向けた農地の保全、農道・排水施設などの農業基盤整備を図るとともに、都市と農村との交流を図る体験型観光への取組みを促進するなど新たな農村生活文化の発信地として整備を進めます。

□ 漁業ゾーン

沿岸の漁業地域を「漁業ゾーン」と位置付け、漁港、漁場の整備、水産業関連施設の整備、海域の環境保全など水産業の発展に向けた生産基盤の一層の充実を進めるとともに、海岸保全施設の整備を進めます。また、水産業環境との調和に配慮しながら、釣りや海洋性レクリエーション機能の強化など都市と漁村との交流空間としての利用に努めます。

□ 自然環境保全ゾーン

野付半島・野付湾、風蓮湖など道立野付風蓮自然公園や別海十景に指定されている地域とともに西別川をはじめとする主要な河川流域などを「自然環境保全ゾーン」と位置づけ、自然度の高い環境や生態系の適切な保全に努めながら、緑や水辺に親しむ空間、交流資源としての活用を図ります。



第2章 施策の大綱

第1節 活力ある産業のまち

(1) 農業の振興

広大な土地と冷涼な気候を生かした酪農業を中心とする農業については、草地や農道、用排水施設などの農業生産基盤の充実と担い手の育成・確保、効率的な経営体制の確立、農業経営を支援する組織の強化を図るとともに、関係機関・団体との連携のもと、生産性・品質・安全性の向上や一層のブランド化、新たな特産品の開発、加工体制の充実などを促進します。

また、食の安全・安心に配慮した環境と調和するクリーン農業の促進に努めるとともに、地産地消^{*}の促進、グリーンツーリズム^{*}や「食」を通じた都市住民・消費者との交流の促進、大学・研究機関との連携強化を図ります。

これらに加え、家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進、バイオマスタウン構想^{*}に基づく家畜ふん尿を主体としたバイオマスの利活用を総合的・計画的に推進します。



(2) 林業の振興

林業については、森林の持つ多面的機能^{*}の持続的な発揮を図るため、森林と農水産業とのつながりを考慮した森づくりの視点に立ち、河畔林をはじめとする森林の保全及び育成、広葉樹を主体とした植林・植樹活動の推進、二酸化炭素の吸収や森林空間の総合利用、環境教育やレクリエーションの場としての活用を進めます。

また、関係機関との連携のもと、森林所有者の意識の高揚や民有林への助成事業を推進し、計画的な森林整備に努めます。



●地産地消：地域で生産されたものを地域で消費すること。

●グリーンツーリズム：農村地域でその自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

●バイオマスタウン構想：別海町的主幹産業である酪農業に起因するバイオマス（家畜ふん尿）を効率的に利活用し（バイオガスの利用など）、環境保全型酪農の構築とエネルギー自給をめざす構想。（平成17年公表）

●森林の持つ多面的機能：森林の持つ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、木材の生産等の機能。

第2部 基本構想

2

(3) 水産業の振興

水産業については、衛生管理型漁港の整備など漁業生産基盤の整備をはじめ、海域の環境保全を進めながら、栽培漁業・養殖漁業の推進による水産資源の維持増大を図ります。関係機関・団体との連携のもと、生産性・品質・安全性の向上や一層のブランド化、出荷体制の充実などを促進します。また、水産業を支える担い手の育成や経営基盤の強化を図ります。さらに、地産地消の促進、マリンツーリズム*の展開などによる都市住民・消費者との交流の促進を通じて、魅力ある水産業の実現に努めます。



(4) 観光の振興

多彩な観光・交流資源を有する本町の観光については、野付半島などの既存観光・交流資源の充実・活用を図るとともに、町内の観光資源のネットワーク化や観光ルートづくりを進めます。また、新たな観光・交流資源の発掘をはじめ、第1次産業と連携した体験型観光の振興、特色あるイベントの充実、観光ボランティアの育成・活用、観光PR活動の強化、周辺観光地と連携した広域的な観光体制の充実など多面的な取組みを推進します。



(5) 商業の振興

町民への豊かな消費生活の提供とともに、活気に満ちた快適なまちづくりに向けて、商業活性化の中核的役割を担う商工会などと連携しながら、経営の近代化や後継者の育成、地元商店ならではの特色ある商品・サービスの提供、イベント戦略の展開、新規事業への支援、商店街の環境・景観整備や空き店舗対策の推進など近代的・魅力的な商業活動の促進に向けた取組みを推進します。

(6) 工業の振興

地域活力の向上と雇用の場の確保を見据え、商工会などとの連携のもと、既存企業の体質強化、経営の安定化の支援、地場製品のPRなどに努めるとともに、産業クラスター研究会*などによる産業支

●マリンツーリズム：漁村地域でその自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

●産業クラスター研究会：地域の企業等が連携して新産業の創造など地域産業の発展に向けた研究を行う会。クラスターとは、ぶどうなどの房を指し、転じて群れ・集団を表す。

援・研究開発機能の強化を図り、特産品の開発、製品の高付加価値化や新産業の開発などを促進します。また、企業誘致活動を推進し、優良企業の立地を促進します。

(7) 雇用・勤労者対策

各種の産業振興施策を通じて雇用の場の確保をめざすほか、根室管内の各町と協力し、地域が一体となった季節労働者の通年雇用に取り組むとともに、ハローワークなど関係機関や地元企業との連携のもと、就職相談や情報提供などを推進し、若者の地元就職及びU・J・Iターン*の促進、女性、障がい者、高齢者の雇用促進に努めます。また、就業者が健康で快適に働くことができるよう、労働条件の向上促進や勤労者福祉の充実に努めます。



●U・J・Iターン：U「出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻ること」、J「出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻ること」、I「出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと」の総称。

第2部 基本構想

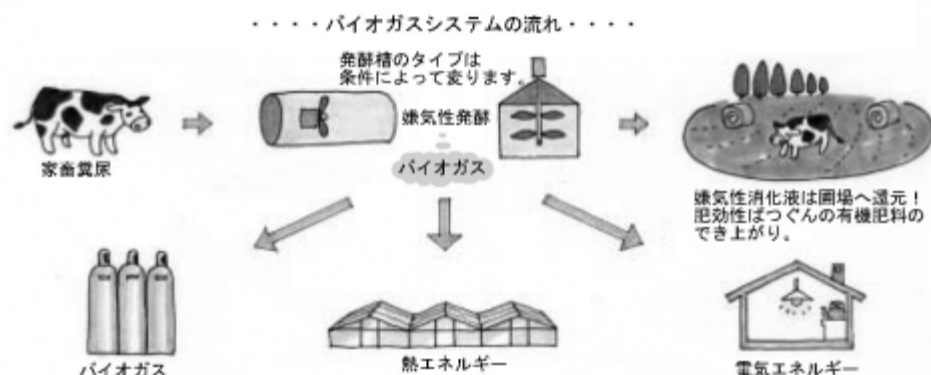
2

第2節 自然と共生するまち

(1) 環境・エネルギー先進自治体の形成

環境・エネルギー先進自治体の形成をめざして、環境施策の総合指針となる環境基本計画策定のもと、町民・農林水産関係機関・団体が連携し、豊かな自然環境や景観の保全と環境負荷の少ない持続可能な社会づくりを進めます。そのため、海域・河川の水質汚濁など公害の防止から地球温暖化の防止まであらゆる環境問題への対応、省エネルギーの促進、環境美化の推進、環境教育の推進、さらには町民・事業者の環境にやさしいライフスタイルや事業活動の定着を図ります。

また、広大で豊かな自然環境を生かした太陽光発電・小風力発電・小水力発電などの自然エネルギー*やバイオマス*エネルギーの有効的な利活用を推進し、環境にやさしいエネルギー地産地消のまちづくりの総合的・計画的な展開を図ります。



(2) ごみ処理等循環型社会の形成

循環型社会の形成に向けて、3R*の推進、啓発活動、ごみ分別の徹底に努め、リサイクル体制の充実に努めるとともに、広域的連携を基本に安定的なごみ収集・処理、し尿処理を推進し、町民・地域と一体となったごみなどの適正処理の向上に努めます。



また、不法投棄や野焼きなどの防止に向けた啓発活動や監視体制の充実に努めます。

(3) 公園の整備と緑化の推進

町民のいこいの場、交流の場、子どもの遊び場の確保と防災機能の向上に向け、公園などの整備充実を進めるとともに、地域住民との協働による公園などの維持管理を促進します。また、全町的な緑化運動、花づくり運動を展開し、花と緑のまちづくりを進めます。さらに、墓地・斎場の維持管理の充実を図ります。

- 自然エネルギー：太陽光、風力、水力といった自然現象を利用するエネルギー。
- バイオマス：家畜ふん尿などの再生可能な生物由来の有機性資源。これを燃料等に活用したエネルギーが「バイオマスエネルギー」。
- 3R：廃棄物などの発生抑制（リデュース・Reduce）、再使用（リユース・Reuse）、再生使用（リサイクル・Recycle）をいう。

第3節 健やかに暮らせる福祉のまち

(1) 健康づくりの推進

すべての町民が生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らせるまちをめざして、町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という健康管理意識を高め、自主的な健康づくり活動や地域ぐるみでの健康活動を促進します。また、少子高齢化が進む中、子どもの健全な発達に向けた母子保健事業の充実、幼児期からの食育、特定健康診査^{*}及び特定保健指導^{*}など保健事業の充実、精神保健衛生対策の推進など各種保健サービスの提供に努めるとともに、保健・医療・福祉・教育機関などとの連携を強化します。

(2) 医療体制の充実

町民の医療ニーズの高度化・多様化に対応した医療体制の確立のため、釧路根室管内における機能分担など別海病院の位置づけを明確にし、一次医療・救急医療など一次対応の充実を図ります。また、将来にわたり継続して安定した医療サービスを提供するため、医師・医療技術職の確保とともに効率的で自立した病院経営を推進します。さらに、関係機関と連携・協力して救急医療体制の整備に努めるとともに、ドクターヘリの安定した運行体制づくりに努めます。

(3) 地域福祉の充実

少子高齢化が急速に進行する中、すべての人が安心して暮らせる地域づくりに向け、相談体制の充実を図るとともに、啓発・広報活動を推進し、町民の福祉意識の高揚を図ります。また、社会福祉協議会をはじめ、民生児童委員、ボランティア団体やNPOなどの関係団体と連携・協力し、身近な地域での福祉活動の活発化を促進します。さらに、拠点となる総合福祉センター構想の検討とともに、高齢者や障がい者などが利用しやすい施設・道路整備の推進や災害時要援護者^{*}への支援体制の整備を推進します。

(4) 子育て支援の充実

少子化対策が大きな課題となっている中、安心して子どもを産み育てるまちづくりに向け、次世代育成支援行動計画の策定のもと、保育サービスの充実、子育て支援センターの機能充実、児童館の充実など地域における多



- 特定健康診査：生活習慣病の予防を目的に40歳以上の健康保険加入者を対象としたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査。
- 特定保健指導：特定健康診査の結果、生活習慣病になる危険性に応じて3つのレベル（積極的支援、動機づけ支援、情報提供）に分けられ、そのレベルに応じて実施される保健指導。
- 災害時要援護者：災害時の避難など適切な防災行動が困難な方。具体的には障がい者、傷病者、高齢者など。

第2部 基本構想

2

様な子育て支援の環境づくりを図ります。また、ひとり親家庭への支援の充実、関係機関と連携した児童虐待への対応など多面的な施策の展開を図ります。

(5) 障がい者支援施策の充実

障がいのある人が自立し、安全で安心して生活できるよう、介護給付や訓練など給付の実施、地域生活支援事業の推進など自立支援システムの定着を図りながら、ノーマライゼーション*の理念の浸透に向けた啓発・広報の推進をはじめ、療育・教育、保健・医療の充実とともに、就労機会や居住の場の確保など社会参加の促進に向けた取組みを総合的に推進します。



(6) 高齢者施策の充実

本格的な高齢社会が到来している中、高齢者が地域で支え合いながら生きがいを持って暮らせるよう、地域包括支援センター*を核とした地域支援事業をはじめ、要支援認定者を対象とした予防給付、要介護認定者を対象とした介護給付の実施などを図り、予防重視型システムの定着を進めます。また、高齢者の健康づくりや在宅生活支援、生きがい対策などに関する保健福祉施策を推進します。さらには、老人保健施設や特別養護老人ホームなどの機能充実に努めます。



(7) 社会保障の充実

厳しい財政状況にある国民健康保険事業の健全化に向け、保健事業の推進や医療費適正化対策に努めます。また、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）*の周知とともに、広域的な連携のもと、健全な制度運営に努めます。さらに、生活保護世帯の自立・就労支援に向け、関係機関との連携のもと生活保護制度の適切な運用に努めます。また、国民年金制度に関する広報・啓発活動や相談の充実に努め、制度についての正しい理解の浸透、未加入者の加入促進に努めます。

- ノーマライゼーション：障がい者と健常者がお互いに特別に区別されることなく等しく社会生活を共にするのが正常なことであるとする理念。
- 地域包括支援センター：介護保険法で定められた地域在住の高齢者に対する保健・福祉・医療の向上、および安定した生活のために必要となる援助や支援を包括的に行う機関。
- 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）：75歳以上または65歳以上で一定の障がいがあると認められた人が被保険者となる公的医療保険制度。

第4節 人を育てる学びのまち

(1) 社会教育の推進

町民一人ひとりが心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、子どもから高齢者まであらゆる世代のだれもがいつでもどこでも学べる生涯学習社会の構築に向けた社会教育の環境づくりに努めます。そのため、中央公民館（生涯学習センター）の建替えの検討をはじめ、各公民館、図書館など社会教育関連施設の充実など町民の学習ニーズに対応した施設の整備充実と有効活用を図るとともに指導・相談体制の充実、情報提供の充実、地域特性を生かした講座や世代に応じた学習プログラムの充実、各関係団体の自立的活動の支援、学習で得た技能や知識などの成果を活用する場の確保を図ります。また、核家族化・少子化の進行など子育て環境が大きく変化し、家庭教育の重要性が高まる中、「乳幼児母親すくすく学級開級式（すくすく学級）」の運営体制を強化するとともに、地域・学校と連携を図りながら親の学習機会の充実に努めます。



(2) 学校教育の充実

子どもたちが生きる力を身につけ、個性や創造性を伸ばし、次の世代を担う人材として成長することができるよう、幼児教育においては幼稚園と保育所の役割分担について調整を図りながら、幼保一元化の推進を図るとともに家庭・地域・幼稚園の連携強化に努めます。

義務教育においては基礎的・基本的な学力の向上をはじめ、ALT*による外国語指導の充実など国際化、情報化や環境教育など時代変化に対応した教育内容の一層の充実を図るとともに、特色ある教育・学校づくりに努めます。また、老朽化への対応や耐震化、安全管理の徹底などに向けた学校施設・設備の整備を計画的に推進します。さらに、不登校やいじめなど心の問題への対応、特別支援教育*の充実、PTAとの連携など家庭や地域との連携、学校給食における地産地消*の推進、食育の推進、スクールバスの効率的な運行など総合的な教育環境の向上に努めます。

また、地域活性化とそのための人材育成を進めるため、奨学資金制度など高等教育機関への就学支援を図ります。

●ALT：外国語指導助手。

●特別支援教育：障がいのある幼児・児童・生徒の自立や学習活動に向けた主体的な取組を支援する教育。

●地産地消：地域で生産されたものを地域で消費すること。

第2部 基本構想

2

(3) 青少年の健全育成

青少年を取巻く状況が著しく変容する中、次世代を担う青少年の健全育成を図るため、関係機関をはじめ、家庭や学校、地域、行政の連携のもと、健全育成体制の整備を図ります。また、家庭・地域の教育力の向上、青少年の生活習慣改善、青少年の体験・交流活動などの促進、青少年団体の育成などに努めます。

(4) 地域文化の振興

地域の歴史、文化的遺産や伝統芸能の継承、文化の創造に向け、郷土資料館など芸術・文化施設の整備充実をはじめ、芸術・文化団体などの育成・支援、指導者の育成・確保を図るとともに、芸術・文化の鑑賞機会や発表機会の充実、文化祭などイベントの充実といった町民の芸術・文化活動の活発化を促進します。さらに、地域の貴重な文化財については、有形、無形を問わず調査・保存を図るとともに、その活用を図ります。

(5) スポーツの振興

余暇時間の増大と高齢化が進み、町民の健康に対する意識が高まる中、それぞれの年齢、興味、体力に応じた生涯スポーツ活動を行うことができる環境づくりに向け、町民体育館の補修など既存スポーツ施設の整備充実及び有効活用を図ります。また、体育協会をはじめ、各種スポーツ団体・クラブの育成・支援、総合型地域スポーツクラブ*の育成、指導者の育成・確保、ニュースポーツや健康づくりに関するスポーツプログラムの企画など多様なスポーツ活動の普及、スポーツイベントの充実などに努めます。さらに、スポーツ合宿の受け入れなどスポーツを通じた交流活動の促進を図ります。

(6) 交流時代への対応

国際性豊かな人材の育成、国際化時代に対応したまちづくりを進めるため、海外研修事業を実施支援するとともに、民間団体の育成など国際交流推進体制の整備のもと、町民主体の国際交流活動の展開を促進します。また、大阪府枚方市など友好都市との交流活動や本町の特長・資源を生かした国内の自治体などや団体・企業・文化・スポーツ本町出身者などと多様な交流活動を促進します。さらに、友好都市サミット協議会での行政交流を図ります。

●総合型地域スポーツクラブ：地域住民が主体的に運営し、地域において子どもから高齢者まで様々なスポーツ活動を行うことができるスポーツ団体。

第5節 快適で安全なまち

(1) 市街地整備と景観形成

町民のニーズに対応した魅力ある安全で快適な市街地の形成に向け、住民参画による土地利用計画の策定のもと、計画的な市街地形成に努めます。また、自然と調和した景観の保全と創造を図るため、町民の意識のさらなる高揚を図りながら、景観計画や条例などの策定のもと、地域住民と一体となった別海町にふさわしい景観づくりを進めます。

(2) 住宅・宅地の整備

多様化する住宅ニーズへの対応や定住促進、高齢者や障がい者などが地域で住み続けられる住宅環境づくりに向け、町営住宅の計画的な建替などを進めるとともに、町有地の分譲など住みよい住宅地の提供に努めます。

(3) 道路・交通網の整備

町民の日常生活や経済活動、広域的な交流を支える基盤としての道路・交通網の整備に向け、国道・道道の整備を要請していくとともに、これら幹線道路との連携や機能分担、町内地域の連携強化などに留意しながら、総合的な道路整備計画を策定し、町道の整備を計画的・効率的に進め、安全で快適な道づくりを推進します。また、町民の身近な移動手段の確保に向け、路線バスの維持・確保に努めるとともに、広大な地域特性に対応した公共交通網の充実に努めます。



(4) 水道の整備

日常生活に不可欠な安全・安心な水の安定供給を図るため、老朽化や災害時への対応、安全性の向上などを見据え、長期改修計画の策定のもと、各種水道施設の整備を計画的に推進します。また、水道事業経営計画の策定のもと、水道事業の健全経営に努めます。さらに、水源地周辺の環境保全など水質管理体制の一層の強化を図ります。

第2部 基本構想

2

(5) 下水処理施設の整備

公共用水域の水質保全と生活環境の向上のため、地域特性に応じて公共下水道事業、農・漁業集落排水事業に取り組むとともに、合併処理浄化槽の設置と適正管理を図るなど町民の理解と協力のもと、下水処理施設の整備、水洗化率の向上に努めます。また、下水道接続率の向上をはじめ、施設管理体制の充実や下水道使用料の適正化など下水道事業の健全運営に努めます。

(6) 地域情報化の推進

情報通信技術を活用した町民生活の質的向上と地域社会の活性化に向けて、ブロードバンド*環境の整備など情報通信基盤の整備とともに、地域ポータルサイト*の充実など暮らしに役立つ様々な情報提供サービスの充実を図り、情報格差のない町全体の情報化を推進します。また、情報セキュリティ対策の強化や情報化に関する教育・研修を推進します。

(7) 消防・救急体制の充実

消防事務組合と連携のもと、高規格救急車*の更新、救急救命士*の確保など常備消防・救急体制の充実を図るとともに、消防団の活性化をはじめ、老朽化した消防施設の計画的整備を図り、地域での消防力の強化に努めます。また、消防の広域化、消防救急無線のデジタル化・指令業務の共同運用化などにより効果的な消防体制づくりへ向け関係機関との協議・検討を進めます。さらに、各種講習会を開催し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進します。

(8) 防災対策の推進

地震、津波、風水害などあらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりの実現に向け、関係機関との連携のもと、地域防災計画に基づき、町民の防災意識の高揚や自主防災組織の強化、防災マップによる避難路・避難場所の周知徹底、公共施設の耐震化の推進、緊急時の安定した情報伝達体制の充実などを図ります。また、災害ハザードマップ*などによる海岸地域住民の津波への意識の高揚、海岸保全の推進を図ります。さらに、関係機関と連携して災害時要援護者*対策の充実を図ります。



- ブロードバンド：高速な通信回線の普及によって実現されるコンピューターネットワーク。
- 地域ポータルサイト：地域社会を基盤とするインターネットを介した情報交流の場。本町では地域ポータルサイトとして「べつかいテレビ（BTV）」を別海町マルチメディア館が運営している。
- 高規格救急車：救急救命士などの行う救命処置が十分できるように、従来の救急車に比べて活動しやすい車内空間と必要な資器材を備えた救急車。
- 救急救命士：救急現場や救急車内において、気道の確保、心拍の回復、輸液処置などといった救急救命処置に関する医療行為を、医師の指示のもとで行うことができる救命士。
- ハザードマップ：平常時から災害に備えて取るべき対策や災害時における安全かつ的確な避難行動に役立つ情報を記載した地図。
- 災害時要援護者：災害時の避難など適切な防災行動が困難な方。具体的には障がい者、傷病者、高齢者など。

警察や関係団体などと連携した交通安全教育・啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、道路改良や交通安全施設の整備を促進し、交通事故のない安全な地域社会づくりを推進します。

生活様式の多様化、情報化、高齢化などの進展に伴い、契約、販売方法などに関する消費者問題が増加し、その内容も複雑多様化する中、関係機関と連携して、より安全で安心な消費生活が送れるよう、学習機会の拡充、広報紙や町ホームページによる情報提供など啓発活動の推進とともに消費生活相談体制の充実に努めます。



第2部 基本構想

2

第6節 参画と協働でつくるまち

(1) 住民参画のまちづくり

町民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりに向け、「協働のまちづくりの指針」に基づき、各種計画策定における委員の一般公募やパブリックコメント*の導入など町民の政策形成過程への参画、広報紙や町ホームページの充実・活用など広報・広聴活動の一層の充実、情報公開の推進など参画・協働に向けた町民と行政の情報共有の強化を図ります。また、市民活動*の中核となる中間支援センターの設置検討をはじめ、まちづくりに関する人材の育成や多様な住民団体、ボランティア、NPO*活動との連携・強化に努めます。

(2) コミュニティ活動の促進

人と人とのつながりや地域からのまちづくりが重視される中、地域の連携や郷土意識の継承による魅力ある地域社会の形成に向け、地域コミュニティ活動の拡充と活性化への取り組みをはじめ、コミュニティ活動*の拠点となる施設への支援、情報の収集・共有の場づくり、地域リーダーなど人材の発掘・育成を図ります。また、コミュニティ施設の地域での自主管理・運営を促進します。



(3) 人権の尊重

人権は町民一人ひとりの意識によって守られ、尊重されるべきものであることから、明るい地域社会の形成に向け、関係機関をはじめ事業所・地域・学校などと連携しながら様々な機会や場を通じて人権教育や啓発活動を推進します。また、人権問題に関する相談体制の充実を図ります。

(4) 男女共同参画社会の形成

男性と女性が、職場・地域・家庭において互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、性別による固定的な役割分担意識の解消など啓発活動の推進をはじめ、政策・方針決定過程への女性参画の拡大、働きやすい環境づくりなど条件整備を総合的に推進します。

●パブリックコメント：公的な機関が計画などを策定する際に、事前に広く意見などを求める手続。

●市民活動：営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、自発的かつ継続的に行われる活動。宗教活動や政治活動を主な目的とする活動は含まない。

●NPO（Nonprofit Organization）：民間非営利団体。

●コミュニティ活動：地域社会において行われる活動。

第6次別海町総合計画 ともにつくる べっかい創造プラン

(5) 北方領土対策の推進

本町は北方領土隣接地域であることから、国や北海道、各関係団体との連携のもと、北方領土の早期返還の実現に向けた要求運動・交流活動や情報発信の推進に努めるとともに、地域の振興及び町民の生活の安定に関する各種事業への取組みを推進します。



(6) 時代に対応した自治体経営の推進

少子高齢化をはじめとする社会・経済情勢の変化に対応し、多種・多様化する町民ニーズに的確に応えることのできる行財政運営と行財政改革の推進が求められています。このため、行財政改革大綱及び定員適正化計画に基づき、事務事業の見直し、簡素で効率的な組織づくり、職員の定員管理と適正配置、職員のさらなる能力向上と意識改革を図るとともに、公共サービスをより効率的に提供するため、民間活力の積極的な活用を推進します。

また、行政サービスの充実や効率化に向けた電子自治体^{*}の推進を図るとともに、中長期的な財政見通しを踏まえながら、健全な財政運営に努めます。

さらに、地域住民の生活圏の拡大などに対応するため、周辺自治体との連携強化を図ります。



●電子自治体：行政事務の効率化や行政情報の電子データによる提供のほか、住民や事業者の利便性向上と負担軽減を図るため各種申請や届け出、公共事業や調達の入札、納税などの手続きをインターネット上で行えるなど自治体業務の情報化。

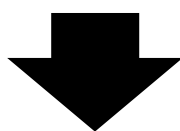
第3部 重点プロジェクト

重点プロジェクト

将来像を実現するためには、「第2部－基本構想 第2章－施策の大綱」に基づく6つの基本目標と施策項目ごとの取組みを総合的に推進することが基本となりますが、ここでは、本町の新たなまちづくりにおいて、分野横断的な対応により町が一体となって特に重点的に取組むテーマを定め、必要な取組みを抽出し、「重点プロジェクト」として位置づけました。

笑顔あふれる豊かさ実感のまち べっかい

～ひとが輝く まちが輝く 自然が輝く
みんなの「つながり」でつくる別海の未来～



『ひとが輝く』ために

プロジェクト1 別海『みんながすこやか』プロジェクト

『まちが輝く』ために

プロジェクト2 別海『みんなでタウンセールス』プロジェクト

『自然が輝く』ために

プロジェクト3 別海『みんなの自然』プロジェクト

『つながり』でつくるために

プロジェクト4 別海『みんなで協働』プロジェクト

第3部 重点プロジェクト

3

プロジェクト1 別海『みんながすこやか』プロジェクト

□ プロジェクトの目的

- ・町民全員が健康に暮らせるようにします。
- ・子どもがすこやかに育つ環境づくりを進めます。
- ・だれもが安心して地域で暮らせるようにします。

□ 主な取組み

①生活習慣病・介護の予防 健康に対する意識の向上、幼少期からの食育、生活習慣病や高齢者の介護予防対策を行います。	○主な施策・事業 ○生活習慣病予防対策の充実 ・高校生健診・若者健診・特定健診の実施 ・各種がん健診の実施 ・健康相談・健康教育・保健指導の実施 ・健康運動教室の開催（メタボリック対策等） ○食育対策 ・集団学習の開催（学校との連携） ○健康づくり意識の向上 ○介護予防対策の充実 ・老人クラブの健康相談 ・健康教室の実施 ・特定高齢者の把握、とじこもり予防支援 ・口腔機能・運動機能向上プログラム、栄養改善プログラムの実施
②医療体制の充実 病院・診療所など医療施設の充実とともに医療スタッフの確保、広域的な連携による救急医療体制の充実など安心できる医療体制の確立を図ります。	○主な施策・事業 ○医療施設の充実 ・別海病院の建設 ・医療機器の導入 ○医療体制の充実 ・医師・医療技術職の確保 ○広域的な救急医療体制の確立 ・管内中核病院、根釧地区のセンター病院との連携強化 ・ドクターヘリの安定した運行体制づくり

第6次別海町総合計画 とものつくる べつかい創造プラン

序

論

基本構想

重点プロジェクト

③子育て支援、教育環境の充実 次の世代を担う人材の育成に向けて、地域で安心して子育てができる環境づくりをはじめ、教育環境の充実、青少年の健全育成などに取り組めます。	○主な施策・事業 ○妊婦乳幼児支援の充実 ・母親教室・育児教室の開催 ・妊婦一般健康診査券の配布 ・母乳外来の開設 ・乳幼児相談・健診事業の実施 ○幼保一元化の推進 ○保育サービスの充実 ・一時保育や病児病後児など特別保育の実施 ○児童館の充実 ・放課後児童クラブの拡大 ○子育て支援センターの機能充実 ・子育て関係機関との連携強化 ○発達支援センターの機能充実 ・児童デイサービスセンターの機能充実 ○子どもの安全確保と教育支援 ・別海町地域安全情報「まもめーる」の配信 ・「ふれあいるーむ」の開設 ○学校教育環境の充実 ・学校施設の耐震化と老朽化している校舎の改築 ○家庭・地域の教育力の向上 ・家庭教育学級セミナーの開催 ○青少年の生活習慣の改善 ・「早寝・早起き・朝ごはん、テレビを止めて外遊び」をスローガンとした青少年の生活習慣改善の取り組み
④安心な地域づくり だれもが地域で安心して生活できるようにします。	○主な施策・事業 ○高齢者関連施設の整備 ・特別養護老人ホームの建替え ○地域での見守り対策の充実 ・子どもの安全を見守る運動の展開 ○防災体制の確立 ・防災施設の整備、情報通信体制の充実、食糧・飲料水・生活必需品などの備蓄 ○災害時要援護者対策 ・災害時要援護者避難支援プランの策定 ○安全な道路環境の整備 ・災害に強い道路づくり、歩道のバリアフリー化

□ プロジェクトの成果指標

項 目	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
成人の肥満率	%	33	↘	↘
子どもの肥満率（中高生）	%	16	↘	↘
常勤医師数	人	6	↗	→
要介護認定率	%	17.4	→	→
子育て支援センターの利用者数	人/年	0	3,000	↗
災害時要援護者避難支援プランの策定	—	策定中 (H21年度策定予定)	推進	推進・評価

第3部 重点プロジェクト

3

プロジェクト2 別海『みんなでタウンセールス』プロジェクト

□ プロジェクトの目的

- ・別海町の魅力を多くの人に知ってもらい、町外から多くの来訪者に来てもらうようにします。
- ・別海町の産品をより多くの人に触れてもらい、生産者と消費者の結びつきを強化します。

□ 主な取組み

①地域資源の魅力向上 観光交流の拠点となる施設の充実やイベントの充実を図るとともに、豊かな自然環境の保全、別海町にふさわしい景観形成を図ります。	○主な施策・事業 ○観光・交流施設の整備 ・道の駅の整備 ○市街地の整備 ・土地利用に関する基本指針の策定 ・国道・道道と一体となった市街地整備 ○別海町にふさわしい景観の形成 ・景観計画や条例などの策定
②安全・安心な特産品の生産 安全・安心な乳製品や海産物のブランド化の確立と販路の拡大を図ります。	○主な施策・事業 ○安全・安心・良質な生産の推進 ・農畜産物・水産物の安全・安心確保に向けた取組みの推進 ・HACCPに対応した環境衛生・管理型漁港づくり ○ブランド化の促進 ・消費者ニーズに対応した牛乳・乳製品・海産物づくり ○PRの充実 ○地産地消・食育の推進 ・学校給食との連携など
③交流活動の促進 地域特性を生かした、体験型観光・滞在型観光・交流を充実させるとともに、パイロットマラソンの開催などスポーツを通じた町内外の交流を促進します。	○主な施策・事業 ○グリーン・マリン・エコツーリズムの推進と体制づくり ・都市と田舎を結ぶ交流推進事業の展開 ・関係機関連携による推進体制の確立 ○スポーツイベントの開催 ・パイロットマラソンの開催 ・スポーツセンター祭りの開催 ○まつり、イベントの充実
④おもてなしの向上 ホスピタリティ*の向上や情報提供など来訪者を満足させる環境づくりに取り組み、別海に対する満足度・印象を向上させます。	○主な施策・事業 ○観光ボランティアの充実 ・観光ガイド、観光ボランティアの育成 ○PR活動の推進 ・ホームページの充実、マスメディアの活用 ○パイロットマラソンの開催 ・民間宿泊など地域・団体・町民が一体となったおもてなし

●ホスピタリティ：心のこもったおもてなし。手厚いおもてなし。

第6次別海町総合計画 とものつくる べっかい創造プラン

□ プロジェクトの指標

項 目	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
農業生産額	億円	442.9	↗	↗
漁業総生産額	億円	95.7	↗	↗
製造品出荷額	億円	578	↗	↗
観光客宿泊客数	人	13,800	↗	↗

第3部 重点プロジェクト

プロジェクト3 別海『みんなの自然』プロジェクト

□ プロジェクトの目的

- ・豊かな自然環境と生産活動、生活環境が調和したまちづくりを進めます。
- ・新エネルギーの利活用など地域での環境にやさしいエネルギー地産地消のまちをめざします。

□ 主な取組み

①環境基本計画の策定 環境施策の総合指針となる環境基本計画を策定します。	○主な施策・事業 ○環境基本計画の策定 ・推進体制の確立と協働による計画の策定
②環境の保全 ラムサール条約登録湿地である野付半島・野付湾、風蓮湖をはじめ豊かな自然環境を保全します。	○主な施策・事業 ○自然環境や景観の保全 ・希少種・固有種の保護 ○河畔林の整備 ・森林と農水産業とのつながりを考慮した河畔林の整備 ○クリーン農業の推進 ・家畜ふん尿の適正処理と臭気対策 ○水洗化の推進
③循環型社会の形成 循環を基調とするごみゼロ社会の形成をめざします。	○主な施策・事業 ○リサイクルの推進 ・3 R運動の促進 ○環境教育の推進
④エネルギー地産地消のまちづくり 自然環境を生かした太陽光発電・小風力発電・小水力発電など自然エネルギーの導入や家畜ふん尿を主体としたバイオマスエネルギーの利活用を図ります。	○主な施策・事業 ○自然エネルギーの導入 ○バイオマスエネルギーの利活用 ○省エネルギーの推進 ○温暖化防止

□ プロジェクトの指標

項 目	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
環境基本計画の策定	—	未着手	策定	評価
自然環境に対する満足度	%	69.6	↗	↗
新エネルギー利活用導入世帯数及び事業所数	戸	26	↗	↗
町民一人一日当たりのごみ量	g	844	↘	↘

プロジェクト4 別海『みんなで協働』プロジェクト

□ プロジェクトの目的

- ・地域活動やボランティア活動など様々なまちづくり活動に町民が主体的に参加できるようにします。
- ・地域の課題を町民とともに解決していきます。

□ 主な取組み

①住民参画の仕組みづくり 「協働のまちづくり指針」に基づき、町民と行政との協働を進めるための仕組みづくりを進めます。	○主な施策・事業 ○策定委員への一般公募 ○パブリックコメント制度の導入 ○広報モニターの設置 ○情報公開制度の適正な運用
②住民活動の促進 地域活動などへの参加を促進するため、情報提供などを行うとともに、地域活動などの機会を拡充します。	○主な施策・事業 ○広報紙・ホームページの充実 ○ボランティア活動への支援 ○地域安全活動の促進 ○学校応援ボランティアリストへの登録
③地域活動を行う団体への支援 自治会、各種ボランティア、NPO活動など地域活動の重要な役割を担っている団体の活動を支援し、住民活動が広がる環境をつくります。	○主な施策・事業 ○総合型地域スポーツクラブへの支援 ○地域づくり活動への支援 ○中間支援センターなどの設置 ・市民活動の中核となるセンターなどの設置検討 ○自主防災組織の充実 ・地域での防災力強化に向けた組織の育成・強化 ○べっかい協働のまちづくり補助金交付事業 ・町民みなさんの市民活動の支援

□ プロジェクトの指標

項 目	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
パブリックコメント実施件数	件	0	↗	↗
まちづくり補助金 交付件数	件	5	↗	↗
自主防災組織結成率	%	54	↗	↗

笑顔あふれる豊かさ実感のまち べっかい



北海道 別海町

〒086-0205 北海道野付郡別海町別海常盤町280番地
TEL.(0153) 75-2111